

山科区選挙管理委員会告示第6号

昭和51年10月4日山科区選挙管理委員会告示第5号による公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区の一部を次のように改めます。

平成20年10月8日

山科区選挙管理委員会
委員長 菅 沼 光 年

第3投票区の項中「西野今屋敷町の一部（渋谷街道一筋南通以北の区域）」を「西野今屋敷町の一部（渋谷街道一筋南通以北の区域。ただし、1番地の5～1番地の11の区域を除く。）」に改める。

第9投票区の項中「西野今屋敷町の一部（」の右に「1番地の5～1番地の11,」を加える。

(山科区選挙管理委員会事務局)